

令和5年度 消防関係定例表彰

令和5年度消防関係定例表彰において、本市消防団員から、これまでの功績が顕著な次の方々を受賞されました。

- ▶千葉県知事永年勤続功労章
小倉 光夫氏 (副団長)
吉田 崇亜氏 (副団長)
- ▶日本消防協会長功績章
齊藤 正貴氏 (副団長)
- 団 安全対策課消防防災班
☎0475(70)0303

市消防団新団長に小倉光夫氏が就任



消防団は、本業を持ちながら、災害時には市民の安全を守るなど地域に根ざして活動しています。

これまで消防団長として手腕を発揮された中野修氏に代わり、4月1日から、小倉光夫氏(南横川)が新団長として就任されました。

小倉氏は、平成30年から副団長として団長を補佐してきた経験を生かし、郷土愛護の精神と強い責任感のもと、団本部をはじめ、各分団の指揮に当たります。

団 安全対策課消防防災班
☎0475(70)0303

消防団に入団して まちを守りませんか

市消防団では、消防団員を募集しています。消防団は「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき災害から地域を守っています。ぜひ、皆さんの力をお貸しください。

女性も入団でき、本市でも7人の女性消防団員が救命講習の指導補助や防火広報活動などで活躍しています。

Q. 入団の資格は？
A. 18歳以上60歳未満で市内在住かつ在勤の健康な方なら入団できます。

Q. 消防団について何？
A. 消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動を行う組織です。消火活動はもちろん、地震や風水害など大規模災害時の警戒巡視、避難誘導、救助・救出などを行います。

Q. 消防団員への制度
A. 報酬の支給
一定の報酬や、災害対応・訓練の参加手当が支給されます。

▼退職報償金制度
5年以上勤務すると、勤務

年数と階級に応じた額が退職時に支給されます。

▼消防団員等福祉共済制度
負傷による入院費用の補償や、死亡時の遺族援助金等の支給制度です。

▼公務災害補償制度
消防活動で怪我や病気、死亡した場合の治療費の補償、休業補償、遺族補償の制度です。

団 安全対策課消防防災班
☎0475(70)0303



協働のまちづくり通信

◆令和6年度実施 住民協働事業がスタート

さまざまな団体と市が、お互いの特性を生かして明確な役割分担と責任のもと、対等な立場で協力しながら公共的課題に取り組む事業に対し、補助金を交付しています。今年度採択された団体は次のとおりです。

▼事業名(団体名)II地域情報サイトの運用と活用による地域コミュニティ活性化事業(地域情報デジタル普及実務委員会)

事業の活動状況や参加者の募集は、市広報紙や市ホームページに掲載されています。

市民活動支援センターは、市民活動団体やNPO団体、市民活動に興味がある方と行

詳細は問い合わせください。令和5年度に住民協働事業を実施した団体による成果報告会を開催します。

自由傍聴ができますので、希望者は会場へお越しください。※申し込み不要

▼日時II 4月24日(水)10時
▼会場II 保健文化センター3階ホール

◆市民活動支援センターが利用できます

市民活動支援センターは、市民活動団体やNPO団体、市民活動に興味がある方と行

自治会・ボランティア活動等に対する 補償制度を開始しました

市では、市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるよう、市民活動中の万が一の事故に備えるため「市民活動災害補償制度」を導入しました。

この制度は、市が保険料を負担し運営するもので、直接活動に参加した方や、指導者として運営に従事した方などに損害賠償責任補償、傷害補償、特定疾病補償が適用されます。保険料は市が全額を負担しますので、支払う必要はありません。事前登録は必要ありませんが、活動の目的や趣旨を明確化しているもの(規約・会則・事業計画書など)を定め、名簿(住所・氏名・生年月日必須)が必要です。必ず事前準備をお願いします。

▶対象になる活動=市内に活動の拠点を置く団体が、無報酬(実費弁償程度を含む)で自主的かつ計画的に行う公益性のある活動(広く人々や地域・社会のために行われる活動)および公益性のある市主催行事等。
※別表(例)のとおり

▶補償対象
①損害賠償責任事故=市民団体および市民団体の構成員

●別表(例)

市民活動の区分	市民活動の例
地域社会活動	○区の活動 ○防犯・防災(大規模災害時を除く)活動 ○清掃活動(道路、河川、公園、その他公共施設) ○リサイクル活動 など
社会教育活動	○スポーツの指導 ○文化活動の指導 など
社会福祉活動	○在宅高齢者・障がい者の見回り ○ホームヘルプ ○手話通訳 ○就労・社会復帰のための援護活動 など
青少年健全育成活動	○子ども会 ○非行防止パトロール など
市主催事業活動	○市が主催または共催する事業の運営ボランティア ○市主催の講座・講演会等の手伝い など

②傷害事故または特定疾病事故=市民団体の構成員および参加者

※市民活動のサービスの受益者、単なる来場者・観覧者等は対象となりません。

▶制度開始日=4月1日(月)~(令和6年3月31日以前に発生した事故は対象外)

◆事故が発生したら

活動中に事故が発生した場合は、団体の代表者等は、速やかに地域づくり課へご連絡ください。その後、事故報告書等をご提出いただき、手続き開始となります。

この補償制度は、市民活動におけるすべての事故を補償の対象とするものではありません。不特定多数の方が参加するイベント等を実施する場合は、民間の行事保険等への加入をお勧めします。

補償額等、その他の詳細は市ホームページをご覧ください。

団 地域づくり課市民協働推進班

☎0475(70)0342



◀市民活動災害補償制度(市ホームページ)

ねんきんナビ 学生納付特例制度

学生の方で所得が少ないことにより、保険料を納めることが困難なときは学生納付特例を申請することができます。前年所得などを審査し承認されると、保険料の納付が猶予されます。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

▶対象

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の方
※国内に住所を置いたまま留学されている方は、問い合わせください。

▶所得基準(申請者本人のみ)

128万円+(扶養親族の数×38万円)+社会保険料控除等

※所得基準を超えていても退職を考慮した審査を受けられる場合があります。ただし、雇用保険被保険者離職票等の添付が必要です。

▶必要書類

・基礎年金番号がわかるもの

・学生証(表裏のコピー)または在学証明書(原本)

・身分確認できるもの(免許証・マイナンバーカード等)

▶学生納付特例の承認期間

4月(または20歳到達日が属する月)から年度末(3月末)

▶申請先

住民登録をしている役所または年金事務所

※申請手続きは毎年必要です。

※令和5年度に学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することにより申請ができます。また、マイナポータルを利用した電子申請も可能です。

詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。

団 千葉年金事務所

☎043(242)6320

市民課高齢者医療年金班

☎0475(70)0336

